



平成十六年度農産物検査員育成研修』開講



開講式で挨拶する食糧課長

農産物検査の民営化に伴う「平成十六年度農産物検査員育成研修」が平成十六年六月七日に開講されました。

この研修は、農産物検査法に基づく農産物検査の実施業務の民営化を円滑に進めるため、登録検査機関が適切に検査を実施し得る体制を早急に構築する必要から、現在、国が有している農産物検査についての知識及び技能を適切に登録検査機関に継承させ、農産物検査員を計画的に育成していくことを目的として実施しているものです。

本育成研修の研修生六人は、国内産農産物検査コースで国内産農産物に係る品位等検査を行うために必要な知識及び技能の修得のため、六月七日から三日間農産物検査制度、品位等検査の理論等の講義を、六月十日から四日間は玄米の分析、鑑定、器具機材の実習

を受講し、基礎課程研修教科目最終日の十五日には、基礎課程の履修状況の確認のため「基礎課程確認試験」を受験しました。

さらに、七月下旬～八月上旬には検査現場において、「現場実習」が行われ、「ここでも実技試験が実施されます。

基礎課程の「確認試験」及び検査現場での「実技試験」の合格者が「農産物検査員」としての資格を取得し、検査業務に携わることができるものです。

農産物検査は、農産物の種類、銘柄ごとに品位、量目、包装等についての規格を設定し、この規格、基準にしたがつて農産物の商品価値の分類仕分けを行うとともに、量目及び包装を統一化し、その正確を期することによって、農産物の取引の公正と円滑化を図ろうとするものです。

農産物の取引の公正と円滑化を図るために、地道な努力をしているんじや。



農産物の品質は、生産条件の気象や土地などと複雑に関わることから検査員は検査技術の鍛錬に励むことが求められます。



玄米の分析に専念する研修生